

# 「令和5年度 地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金事業運営業務委託」 業務仕様書

## 1 業務の目的

「質の高い観光地づくり」を実現し、長期滞在による観光消費の増加につなげるためには、地域が一体となって旅行者の旅先での滞在価値を創出し、周遊性の向上を図る必要があることから、地域の受入態勢の強化と周遊ルートの構築を支援する「令和5年度 地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金事業運営業務（以下、本業務）」を実施する。

本業務は、①宿泊施設の改修、②観光施設の改修、③二次交通の充実をするための補助金を交付するほか、周遊ルートのプロモーション、旅行商品造成を行うこととしており、地域が目指す観光地づくりのコンセプトをふまえた支援を行う。（事業全体の概要については別添「事業全体概要」を参照）

## 2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

## 3 業務内容

以下については、本業務の概要を示すものであり、業務の実施に際し、発注者と本業務受注者（以下「受注者」という。）とで十分に打合せを行うこと。

なお、受注者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費等は、本業務委託料に含むものとする。

ただし、契約締結後において、発注者の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、発注者と受注者とで取り扱いを協議する。

(1) 周遊ルート構築事業計画（以下、「本計画」という。）の地域公募、補助金交付申請、実績報告・履行確認にかかる業務補助

### (ア) 相談窓口の設置

本業務に関して、随時、申請者及び補助対象事業者からの具体的な相談に対し、助言・回答を行うための相談窓口を設置する。

なお、設置にあたっては、「令和5年度 地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金」（以下、「本補助金」という。）の申請等関係書類の作成に関する質問への回答のみならず、本補助金の効果的な活用について助言する役割を担う。

#### i) 広報

本補助金の対象となる市町、観光協会、DMO、観光関係者、その他団体等向けに、本業務の周知・広報を行うこと。なお、周知にあたっては、あらかじめ地域公募要項を県と協議のうえ作成すること。（内容・時期等については、県と協議して決めること。）

#### ii) 相談窓口の開設等

- ・ 相談窓口業務に対応できる人員確保に関する方針、相談窓口の体制について提案すること。なお、相談にかかる電話がつながりやすくなるよう適切な回線数を確保すること。
- ・ 相談窓口の実際の場所については、県内外を問わないが、県との連絡調整等が円

滑に実施でき、かつ申請書類等の保管が可能であることを条件に、受託者の定める特定の場所で実施すること。

- ・ 電話機や電話回線、机等、業務上必要な設備、機材等は受託者が準備すること。
- ・ 専用電話番号で対応すること。
- ・ 相談窓口開設期間は、地域公募要項を周知した日から、令和6年3月15日まで（ただし、土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）とし、8:30～17:15を開設時間とすること。
- ・ 県の勤務時間（8:30～17:15）に県との連絡調整（打合せ等を含む）が可能であること。
- ・ 原則、業務責任者1名を常時配置すること。業務従事者は、期間に応じて必要人数を配置するものとし、概ねの人数を含め提案すること。なお、繁忙期と見込まれる期間（地域公募に関する問い合わせの重なる5月～7月、実績報告の問い合わせが重なる2月）の人員配置について留意すること。

### iii) 相談

- ・ 特に、観光関連事業者等の経営状況を的確に把握したうえで、宿泊施設や観光施設の高付加価値化を従業員の待遇改善につなげるために適切な助言ができるよう、人員を配置すること。
- ・ 相談窓口業務に関しては記録を残し、原則毎日、県に報告を行うこと。

### iv) その他

- ・ その他、魅力的な観光地づくりを促進するために必要な事項があれば、提案すること。

## (イ) 各種申請書の受理等

各種申請書の受理のみならず、作成に係る助言及び申請書の形式チェック及び制度内容をふまえた一次審査を行う。

### i) 対応すべき申請書

- ・ 周遊ルート構築事業計画申請書
  - ・ 令和5年度 地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金交付申請書（変更及び中止・廃止申請を含む）
  - ・ 実績報告書（実績報告書受理後の実地検査（県が同行；2月末を想定）にかかる相手方との調整業務を含む）
  - ・ 請求書
- ※ なお、各申請書受理後、内容を一覧表にまとめ、提出書類と併せて県に引き渡すこと。
- ※ 申請書類の提出があった場合は、受付印を押印し、速やかに提出書類を確認し、申請書が適切に記入され、添付書類がすべて完備されていることを確認し、不足資料がある場合は、申請者に連絡すること。
- ※ 申請書および必要書類の記載内容を審査し、要件を満たすかの確認を行う。（確認にあたっては、チェックリスト等を作成し、ミスのないよう確認を行うこと。
- ※ 審査の結果、要件を満たさないことが確認されたもの及び内容に疑義のあるものについては、県と協議すること。

- ※ 申請書類および申請内容に不備がある場合には、申請者に依頼し補正を行うこと。
- ※ 申請者に補正を依頼する場合はメール等により記録が残るようにすること。
- ※ その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項は、県と協議して決定する。

ii) 本計画採択審査にかかる意見を聴取する有識者意見聴取会の開催にかかる事務

※意見聴取会の開催方法については県と協議のうえ決定

- ・ 有識者の候補者の推薦、招聘（なお、候補者は複数推薦することとし、県が利害関係等を調査のうえ選定する。）
- ・ 意見聴取会の会場の設置等事務全般

(2) 周遊ルートの商品化に向けた包括的アドバイス

採択された本計画が、2泊3日以上長期滞在による観光消費の増加につながるよう、本計画のコンセプトを生かしながら商品化が実現するための課題を見出し、課題解決のための専門家派遣も含めて、包括的なアドバイスを行うこと。

包括的なアドバイスの具体的な内容を提案すること。

(3) 周遊ルートのプロモーション、旅行商品造成

採択された本計画が、長期滞在、観光消費の増加につながるよう、効果的なプロモーションを展開する。また、旅行商品として造成し、旅行事業者やブロガー、メディアなどを対象としたファムトリップを行い、SNS等で発信する。

なお、旅行商品には、必要に応じて「みえのイマココ旅」の体験コンテンツも活用し、三重県ならではの2泊3日以上ツアーとすること。

プロモーション、旅行商品造成、ファムトリップについては、具体的な内容を提案することとし、「1 業務の目的」をふまえて具体的な目標を設定すること。

(4) 報告事項

受託者は、次の項目について、県への報告を行うこと。

(ア) 日次報告

業務責任者は、以下の項目を県に報告すること。なお、日次報告を必要とする期間については県との協議により決定する。

- i) 問合せ業務の実績（問合せ件数および主な問合せ内容等）
- ii) 申請受付件数・県への引渡し件数及びそれらに係る一覧表
- iii) 実績報告書受付件数・県への引渡し件数及びそれらに係る一覧表
- iv) 請求書受付件数・県への引渡し件数及びそれらに係る一覧表

(イ) 随時報告

- ・ 業務運営に係る体制の見直しが必要となった場合は、県へ報告を行い、協議すること。
- ・ 県の判断が必要なものおよび重要と判断されるものについては、その都度直ちに県に報告し、情報を共有するとともに、必要に応じて指示を受けること。

## (5) 完了報告

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること

### (ア) 報告期限

令和6年3月22日(金)

### (イ) 記載事項

i) 委託名

ii) 契約金額

iii) 契約日、契約期間

iv) 完成年月日

v) 実施した業務概要

(業務体制、申請数、県への引渡し数、問合せ件数、主な問合せ内容等)

vi) その他、事業実施の説明に必要な書類

## (6) 事故報告

業務遂行にあたり、不適切な事務処理や事故及び遅延が生じたまたは生じる見込みとなった場合や、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに県へ報告し協議を行うこと。

## (7) 契約の変更

本補助金の一連の業務にかかる件数や内容等を踏まえ、県と受託者が協議の上で契約を変更できるものとする。変更契約は、申請数が確定した後、県と受託者が協議の上で決定するものとする。

## (8) 業務の実施体制

### (ア) 業務責任者等の選任

受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、県に届けなければならない。業務責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、業務従事者等の指導を行うとともに、委託業務の遂行について県へ協議・報告を行う。

### (イ) 名簿の提出

受託者は、(ア)に定める者を配置し、従事者名簿を提出するものとする。

名簿に記載された者を変更した場合には、速やかに県に提出しなければならない。

### (ウ) 実施体制の見直し等

業務の増減により提出した提案書に示された業務運営に係る体制の見直しや業務従事者の人員配置に増減がある場合は、事前に県と協議するものとする。

なお、提案書に満たない配置となった場合は、相当額を精査し、最終的に減額の変更契約を行うものとする。

## (9) その他、受託上の留意点

- ・ 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- ・ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知った

ときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。

- ・ 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- ・ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ・ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- ・ 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- ・ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 県に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- ・ 受託者が8.のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- ・ 障がいを経由とする差別解消の推進
  - 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを経由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

## 事業全体概要

令和5年度 地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金（以下、「本補助金」という。）の概要（案）

### ① 周遊ルート構築事業計画（以下、「本計画」という。）の申請

#### i) 本計画の意義

本補助金を活用して受入態勢の強化や周遊ルートの構築等を行う者は、関係者の合意形成を図ったうえで、詳細を記した本計画を申請し、県は審査により、県内観光周遊の促進、高付加価値化、旅行消費額の増加につながると見込まれるものを採択する

#### ii) 申請対象者

- ・ 計画の対象地域を管轄する自治体又は観光協会
- ・ 計画の対象地域のマーケティング・マネジメントを行う観光地域づくり法人
- ・ 計画の対象地域に所在する複数（原則として5者以上。）の民間事業者・団体

#### iii) 申請要件

- ・ 参加事業者「宿泊施設の高付加価値化」（補助事業）を行う宿泊事業者（2者以上）を含めることを原則必須とする。
- ・ 本計画において補助要求する施設が、観光庁「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」に採択された、又は申請中の地域計画において補助要求している施設と重複している場合は、本計画を申請できない。

#### iv) 申請期間

5月上旬から1か月程度を目安とするが、受託者の提案により効果的な期間で実施する場合について県が支障ないと認めるときは、この限りではない。

なお、申請状況によっては二次募集についても検討する。

### ② 本補助金の申請

#### i) 申請対象者

本補助金を申請できるのは、採択された本計画に明記された参加事業者のうち、DMO、観光関連事業者（宿泊施設・観光施設・土産物店・体験事業を営む者）、農林水産業者、商工団体、金融機関、観光協会、交通事業者とし、個々に申請する。

#### ii) 補助対象経費等

	補助対象経費	補助率	補助上限額・下限額
宿泊施設改修	宿泊施設の高付加価値化（過半が客室の上質化となるものや古民家の宿泊施設化リノベーションなど）につながる改修	1 / 3	1施設あたり 上限額：3千万円 下限あり
観光施設改修	単価の上昇につながるものや、インバウンド対応に向けた観光施設の改修	1 / 3	1施設あたり 上限額：1千万円 下限あり
二次交通の充実	バスやタクシーの実証運行支援や待合環境の整備等二次交通の品質向上に係る整備	1 / 2	1件あたり 上限額：2千万円 下限あり (※)

※ ただし、1件の周遊ルート構築事業計画の中で、二次交通の充実に係る補助額は1割以内にしなければならない

### ③ 想定する申請案件

採択案件 2案件を想定（ただし、申請内容によっては若干の増減あり）

※ 1案件あたり最大3億円

- ① 宿泊施設 @ 30百万円×6施設（想定）
- ② 観光施設 @ 10百万円×8施設（想定）
- ③ 二次交通整備 @ 20百万円×2件（想定）

・ 補助金（①～③） 3億円×2案件 = 6.0億円

## 事業全体の流れ

### 補助金交付決定まで

1. 周遊ルート構築事業計画の申請  
2泊3日以上周遊ルート形成や目指す効果などを記載した「周遊ルート構築事業計画」を申請  
 <申請対象者>
  - ①計画の地域を管轄する市町又は観光協会
  - ②計画の対象地域を管轄するDMO
  - ③計画の対象地域に所在する5者以上で構成する共同事業体
2. 審査  
知事が支援対象となる周遊ルート構築事業計画を採択
3. 周遊ルート構築事業計画のブラッシュアップ  
採択された周遊ルート事業計画の高付加価値化に向けアドバイス（必要に応じて専門家を派遣）
4. 補助金交付申請⇒決定  
採択された周遊ルート構築事業計画の各参加事業者が、ここに補助金交付申請を行い、知事が審査のうえ、交付決定  
 <補助対象者>  
採択された周遊ルート構築事業計画に参加するDMO、観光関連事業者（観光施設・土産物店・体験事業を営む者）、宿泊事業者、農林水産業者、商工団体、金融機関、観光協会、交通事業者等

### 補助金交付決定後

1. 商品化に向けたアドバイス  
・商品化実現可能性を高めるための課題抽出を抽出し、包括的なアドバイスを実施  
（必要に応じて専門家を派遣）
2. 周遊ルートのプロモーション  
・受託者と参加事業者の連携によるプロモーションの企画・実施
3. 事業者への補助金支払い  
・事業者による改修工事施工  
・工事完成後に事業者が実績報告書を提出  
・受託者・県による現地検査  
・県による確定通知  
・事業者から県への補助金請求
4. 旅行商品の造成  
・2泊3日以上旅行商品を造成

異なることに留意

## 事業概要

- ・インバウンドを含む高付加価値旅行者の滞在型観光の実現に向け、広域での周遊ルート形成を強化することで、長期滞在による観光消費の増加を促進。
- ・宿泊施設をはじめ地域の観光関連事業者等が連携し、**宿泊単価の上昇及び旅行者の周遊性向上による地域への経済波及効果を拡大**させる取組を支援。

## 支援制度

### 【補助対象事業】

- ① 宿泊施設の改修  
・単価上昇のための客室の上質化  
・古民家の宿泊施設化（リノベーション）
- ② 観光施設の改修  
・単価上昇や高付加価値旅行者（インバウンド含む）対応向けの改修
- ③ 二次交通ルート整備  
・バスやタクシーの実証運行、待合環境整備等  
二次交通ルートの確保・快適化の支援

### 【補助上限（補助率）】

- ① 1施設あたり3,000万円（1/3）
- ② 1施設あたり1,000万円（1/3）
- ③ 1件あたり2,000万円（1/2）

※周遊ルート形成に係るプロモーション、旅行商品造成を支援

### 【補助対象者】

DMO、観光関連事業者、宿泊事業者、観光協会、農林水産業者、商工団体、金融機関、交通事業者等

### 申請事業者の例（5者以上共同）

- ・2泊3日以上周遊ルート形成や目指す効果などを記載した「地域計画」を作成。



- ・地理的に孤立した宿泊施設であっても、市町の境をまたいで地域と連携する広域の周遊取組も支援対象。

**広域での周遊ルート形成を強化し、地域への経済波及効果（＝「公益的な側面」）を重視**

### 【採択要件案】

- ◆ 客室単価を向上させる改修を主とすること（老朽改修が過半を占めるものは認めない）
- ◆ 施設改修や旅行商品の造成にあたり県産品の使用を求めること
- ◆ 申請事業者の従業員の賃上げを検討すること等